

介護老人保健施設サービス利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） 介護老人保健施設 ハッピーライフ

介護老人保健施設 ハッピーライフ（以下、本施設といたします。）のサービスを利用するにあたり、次のとおり介護保健施設サービス利用契約を締結します。

記

（契約の目的）

第1条 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、要介護状態（要介護1から要介護5）にある利用者に看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、甲の居宅における生活への復帰を目的とします。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

（契約の期間）

第2条 利用者は、第8条から第11条に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画）

第3条 乙は、介護支援専門員（ケアプランナー）に、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。

2 担当介護支援専門員（担当ケアプランナー）が、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する際には、甲、甲の後見人、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。

3 甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成・変更する際には、担当介護支援専門員（担当ケアプランナー）が計画または変更案の段階で、甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）立会いの上、同計画案を甲に対して説明し、同意を得ることとします。

4 甲のための施設サービス計画書は半年毎の見直し（日常生活動作の低下、認知度の低下についてはその都度の見直し）を行います。

(介護サービスの内容)

第4条 乙は、甲に対し、前条により作成された甲のための施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画（ケアプラン）が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(利用料)

第5条 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(身体的拘束その他の行動制限)

第6条 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

また、この場合乙は、事前または事後すみやかに、甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがいない場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

(介護サービス記録)

第7条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

2 甲及び甲の後見人は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。甲に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて甲の家族は、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。

謄写の場合、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

(甲の解約権)

第8条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申入れることができます。この場合は、3日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

(甲の解除権)

第9条 乙が、介護保険法等関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合または不法行為を行った場合には、甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を

申し入れることができます。この場合は、申し入れ時に契約解除となります。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、1週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を2か月分以上滞納したとき。
- 二 甲の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

第11条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

- 一 第2条により、契約期間満了日の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約期間満了したとき。
- 二 要介護認定の更新において、甲が自立または要支援と認定されたとき。
- 三 甲において、介護保健施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 四 甲が死亡したとき。
- 五 甲について病院または診療所に入院する必要性が生じ、その病院または診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき。
- 六 甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整ったとき。

(契約終了後の退所と精算)

第12条 この契約終了後、甲はただちに本施設を退所します。

2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。

3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。

(秘密の保持)

第13条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を保持します。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族または身元引受人に関する情報を提供する場合には、事前に各関連する者の同意を得ることとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第14条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の後見人、甲の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項の場合において、事故が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情処理)

第15条 甲、甲の後見人、甲の家族または身元引受人は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について甲に報告します。

2 乙は甲、甲の後見人、甲の身元引受人から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

(身元引受人)

第16条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

一 甲が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

三 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

(連帯保証人)

第17条 入所者は入所者と別世帯の者を連帯保証人として定めるものとし、連帯保証人は入所者と連帯して本契約から生じる入所者の債務を負担するものとする。

2 前項の連帯保証人の負担は、極度額1,500,000円を限度とする。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項については疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の後見人、甲の家族及び身元引受人との間で協議の上誠意を持って解決するものとします。

甲は乙に別紙、重要事項説明書（重要事項）説明を受けたことを確認するとともに、
上記契約を証するために署名・捺印をします。

また、甲乙は本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

年 月 日

（利用者 甲）

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込み
ます。

住 所

氏 名

印

電話番号

（身元引受人・署名代行者）

私は、甲の意志を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

印

甲との続柄

電話番号

（連帯保証人）

私は、以上の契約につき、上記身元引受人の債務不履行があった場合は連帯
してその債務を保障します。

住 所

氏 名

印

甲との続柄

電話番号

（事業者 乙）

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 福岡県大川市向島1555-1

名 称 介護老人保健施設 ハッピーライフ

代 表 者 施設長 土田 勇

電話番号 0944-88-2803

ファックス 0944-88-2807